

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画期間
- 2 目的
- 3 目標
- 4 基本方針
- 5 対象施設

章番号	概要
第1章 (過去と現在)	計画の立ち位置、「公共施設等の再生」に関する本市の取り組みの過程や現状に触れ、今後の課題及び解決の方向性を整理する。
第2章 (目的、目標、基本方針)	第3次公共建築物再生計画に関する目的、目標及び基本方針を整理する。
第3章 (事業計画)	具体的な各施設の事業計画(ロードマップ)を示す。
第4章 (事業計画立案の考え方)	第3章で示した事業計画の根拠となる、改修の優先順位や方法に関する考え方を示す。
第5章 (実行性の確保策)	第3次公共建築物再生計画の実行性を確保するための方法や考え方を示す。

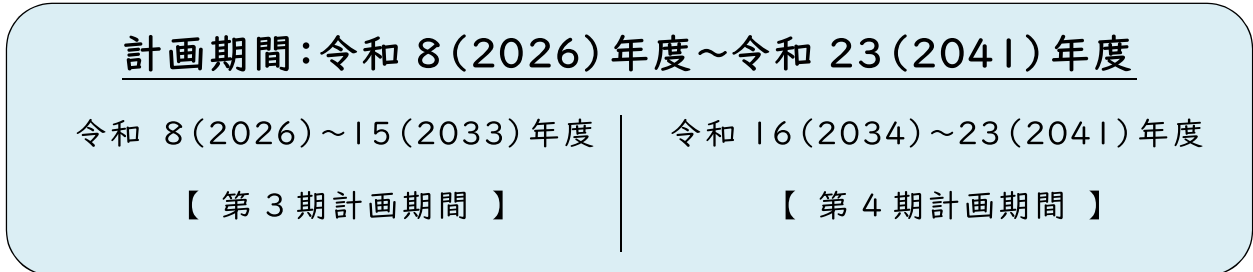
第2章 計画の基本的な考え方

この章では、第1章で触れた再生計画の立ち位置、これまでの経過、今後の課題、その解決の方向性を踏まえ、再生計画の基本的な考え方について触れています。

計画期間	計画期間：令和 8 (2026) 年度～令和 23 (2041) 年度[※] <table border="1"> <tr> <td>令和 8 (2026)～15 (2033) 年度 【 第 3 期計画期間 】</td><td>令和 16 (2034)～23 (2041) 年度[※] 【 第 4 期計画期間 】[※]</td></tr> </table>	令和 8 (2026)～15 (2033) 年度 【 第 3 期計画期間 】	令和 16 (2034)～23 (2041) 年度 [※] 【 第 4 期計画期間 】 [※]
令和 8 (2026)～15 (2033) 年度 【 第 3 期計画期間 】	令和 16 (2034)～23 (2041) 年度 [※] 【 第 4 期計画期間 】 [※]		
目的 目標 基本方針	目的（最終的に成し遂げようとする事柄） 人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現し、 将来世代に過度な負担を先送りしないよう、 時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する。 目標（目的を達成するための指標） 1. 公共建築物を適正に管理すること。 2. 公共建築物の床面積の削減や長寿命化改修を推進することでライフサイクルコストの低減を図り、老朽化対策に必要な事業費を20%※圧縮する。 ※ 今後の環境変化に応じて適宜見直しを実施 基本方針（目的を達成するための考え方や姿勢／目標を実現するための手段） 基本方針1 複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮 基本方針2 長寿命化の推進と適正な質の確保 基本方針3 資産の有効活用と財源の確保		
対象施設	令和8(2026)年3月31日時点 ・施設数 : 112 ・延床面積合計 : 約36.5万㎡		

2.1 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である「長期計画」と整合を図り、本計画では、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの期間を第3期、令和16(2034)年度から令和23(2041)年度までの期間を第4期計画期間とします。



図表2-1 第3次公共建築物再生計画の計画期間



- ・公共建築物の老朽化対策は今後も継続していくことから、8年ごとの本計画の見直しに合わせて、計画期間を2期、16年間を単位としてローリングしていくこととします。
- ・社会経済状況の変化や事業実施状況などを考慮するため、計画期間の中間で、適宜、事業計画の見直しを行っていくこととします。

2.2 目的

目的とは「最終的に成し遂げようとする事柄」のことです。

それぞれの時代に合わせて再生計画の見直しなどは行っているものの、「公共施設等の再生」の取り組みを始めた当時から、その本質は変わっていないことから、これまでの計画を承継したものとします。

ただし、本格的な人口減少及び少子高齢化社会を迎えた現在においては、これまで以上に施設の適正な機能の確保、配置および効率的な管理運営の実現が必要となっていることから、文言の整理を行っています。

目 的

人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現し、
将来世代に過度な負担を先送りしないよう、
時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する。

目的におけるキーワードを整理すると以下のようになります。この目的を達成するため、次頁以降で目標及び基本方針を定めていきます。

人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現する

「公共施設等の再生」は、中長期的な取り組みであるため、将来にわたって安定的な行財政運営をできるようにする。

将来世代に過度な負担を先送りしない

人口規模に合っていない施設の総量を維持し続けた結果、将来施設を利用する市民の負担が過度にならない様にするため、「公共施設等の再生」の取り組みを先送りしない。

時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する

人口減少、少子高齢化などの社会環境やニーズの変化に加え、法律等の制度改正に対応した公共サービスの提供が必要。

2.3 目標

目標とは、「目的を達成するための指標」のことを言います。

目的のキーワードに対して指標を定めると、以下のようになります。

目的のキーワード	キーワードを実現する指標
持続可能な都市経営を実現する	現存する公共建築物を適正に管理する
将来世代に過度な負担を先送りしない	老朽化対策に必要な事業費を圧縮する (床面積の削減、ライフサイクルコストの低減など)
時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する	提供する公共サービスに適する公共建築物となるようにする

これらをまとめると、大きく2つのポイントに分かれます。

公共サービスを提供するための「器」である公共建築物を適正なものにすること。

- ・現在ある器を適正に管理する
- ・時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供できる器とする

老朽化対策に必要な事業費を圧縮すること。

- ・床面積を削減する
- ・ライフサイクルコストを低減する
(事後保全から予防保全とするファシリティ・マネジメントの考え方)

以上のことから、本計画の目標を以下のように設定しました。

目 標

1. 公共建築物を適正に管理すること。
2. 公共建築物の床面積の削減や長寿命化改修を推進することでライフサイクルコストの低減を図り、老朽化対策に必要な事業費を20%圧縮する。
【割合については、今後の環境変化に応じて、適宜見直しを行います。】

2.4 基本方針

「方針」とは、一般的には「目的を達成するための考え方や姿勢」を示すものですが、本計画においては、「目標を実現するための手段」を含めた意味で「基本方針」として整理します。

理由としては、従前の計画における「目標を達成するための3つの手段」（総量圧縮、財源確保、長寿命化）が、実質的に「目標を実現するための7つの基本方針」を総括したものであるとして位置付けられていることから、目的及び目標との関連性をわかりやすくするために整理しなおしています。

なお、計画期間における取り組みの重要度を踏まえた見直しも併せて行いました。

目的を実現するための考え方、姿勢

(2)と同様に、(1)に記載した目的のキーワードを実現するための考え方、姿勢を整理すると以下のとおりです。

目的のキーワード	キーワードを実現する考え方、姿勢
持続可能な都市経営を実現する	・新築、改修する際は、その時点だけでなく、80年から100年先までの費用負担を考える必要がある。※
将来世代に過度な負担を先送りしない	・費用負担を考える際には、人口減少社会の中で負担をすることとなる将来の世代への配慮や、その時の市の財政状況への影響も考慮する。
時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する	・人口規模に合った公共建築物となるよう、総量圧縮による適正化を推進する。 ・総量圧縮のためには、今後の人口動態や市民ニーズを勘案し、いつまで、どの程度の機能と器が必要であるかという検討の期間が必要となる。 ・検討している期間においても施設の老朽化は進行し、社会環境も変化していくため、安全性の確保を前提に長寿命化を推進することで、公共建築物のライフサイクルコストの低減を図ることも重要。 ・環境負荷の軽減やバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化などの社会環境の変化を取り入れる。

※公共建築物の維持管理費や解体費は、一般的に建設費の3～5倍程度といわれています。

目標を実現するための手段

(2)の目標を実現するための手段を整理すると以下のとおりです。

目標のポイント		実現のための手段
「器」を適正に管理する	現在ある「器」を管理する	・計画的な維持保全による安全性の確保 ・法定点検等の着実な実施
	時代に合う「器」にする	・複合化、多機能化 ・バリアフリー化、耐震化などの質的向上 ・災害時の拠点機能の強化
事業費を圧縮する	床面積を削減する	・複合化や多機能化による総量の圧縮
	ライフサイクルコストを低減する	・予防保全の実施 ・長寿命化の推進

また、(2)で示した目標には直接掲げていませんが、目的達成のためには財源の確保も必要不可欠であり、この点も考慮しなければなりません。

目標に付随するもの		実現のための手段
財源の確保	未利用地の有効活用	・売却、貸付の実施 ・将来への備えとして基金積み立てを実施 ・民間活力の導入

上記の考え方、姿勢、手段を踏まえ、本計画を実現可能なものとするための取り組みの重要度を考慮した結果、次頁以降のように、3つの大きな区分のもとに7つの細目として整理しました。

基本方針Ⅰ

複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮

(2)で掲げた目標のとおり、「公共建築物を適正に管理する」ということは、「現在ある器を単純に管理する」ということだけでなく、「時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供するための適正な器となるように管理していく」という意味も含んでいます。

このことに加え、1.5でも触れたとおり、人口減少や少子高齢化社会の中で適切な規模の施設を維持するためには、総量圧縮は避けては通れません。

基本方針Ⅰ-Ⅰ

- ・施設重視から機能優先の考え方により、公共建築物の複合化・多機能化を積極的に推進します。
- ・公共建築物が目標耐用年数を迎える一定期間前の段階で、存続、廃止などの今後の方向性に関する検討を行います。

総量圧縮を実現するためには、「〇〇という公共サービスを維持するにはどうすれば良いのか。」という機能優先の考え方だけでなく、「そもそも〇〇という公共サービスは今後も必要な機能なのか。必要な場合は、どの程度の規模が適切なのか。」という視点も重要になります。

そのため、公共建築物が目標耐用年数を迎える一定期間前の段階で、機能と施設の必要性を検討することとします。機能が必要でないと判断した場合は、建替えは行わず廃止し、機能が必要であった場合でも、規模の見直しをし、周辺施設との集約化や余裕スペースの活用などにより総量圧縮を目指します。

基本方針1-2

- ・適正な機能をできる限り維持し、総量を圧縮することにより、公共建築物の更新等経費を削減します。

多機能化・複合化による総量圧縮を実施することで、適正な機能は維持しつつ、更新等経費を削減することを目指します。

また、施設を更新する際には、合理的かつ経済的なものとし、加えてリノベーション、スケルトンインフィルやコンバージョンの考えを取り入れていきます。

基本方針1-3

- ・人口動態、市民ニーズなどを勘案して、公共建築物の更新の優先順位付けを行います。
- ・優先順位は公共建築物につけるのではなく、機能に順位付けを行います。

1.5(1)のとおり、現状のままで事業の実施が困難であることから、実現可能なものとするためには、人口推計や市民ニーズ調査の結果などのデータを基に、更新の優先順位をつける必要があります。

ここで重要なことは、「優先順位は建物ではなく機能に対するものである」ということです。

基本方針2

長寿命化の推進と適正な質の確保

基本方針1における機能優先の考え方に基づいた総量圧縮を実現するためには一定の期間が必要ですが、その間も施設の劣化の進行や、社会環境の変化が生じていきます。

そのため、予防保全や長寿命化などにより今ある公共施設を適正に管理し続けることや、時代の変化に対応した施設となるように質や機能の向上も行っていく必要があります。

基本方針2-1

- ・環境負荷低減のため、脱炭素化の取り組みとして計画的な維持保全を実施することにより、公共建築物の長寿命化を推進します。
- ・予防保全を実施することにより公共建築物のライフサイクルコストを低減します。
- ・法定点検等を着実に実施し、安全性の確保が困難な状況が確認された際には、計画の見直しを速やかに検討します。
- ・防水、外壁、設備等の耐用年数が異なるものについて、適切な時期に予防保全を実施することができるよう計画に位置付けます。

必要な公共サービスの提供と施設の安全性の確保が大前提となりますが、長寿命化は建替えに比べてCO₂排出量及び事業費が削減できることに加え、「使えるものはより長く使う」という考えにも合致しており、環境負荷低減のための脱炭素化の取り組みとして、計画的な維持保全を実施することにより長寿命化を推進するとともに、ライフサイクルコストを低減します。

また、施設の安全性を確保するため、公共建築物の劣化状況の調査や法定点検等を着実に実施し、その結果に応じて速やかに計画を見直すとともに、予防保全の観点から、防水、外壁、設備等といった1つの公共建築物の中でも耐用年数が他と異なる部位については、一定期間に実施する公共建築物全体の改修の時期とは別に、概ねの改修時期を計画に位置付けます。

基本方針2-2

- ・バリアフリー化、耐震化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、効率的運営などによる公共建築物の質的向上を図ります。

施設を更新する際には、バリアフリー化、耐震化、ユニバーサルデザイン化及び脱炭素化の推進といったハード面だけでなく、運営形態を効率化するなどソフト面でも機能の質的向上を図っていきます。

基本方針2-3

- ・災害時における避難所としての機能を強化・維持します。

災害時における公共施設等の役割を果たすため、防災、災害対策の拠点としての機能を強化・維持していきます。

基本方針3

資産の有効活用と財源の確保

事業実施のためには、基本方針1及び2に掲げた施設そのものに対する取り組みに加え、市が所有している資産の有効活用や財源の確保も併せて実施していくことも重要です。

基本方針3-1

- ・機能統合などにより発生した未利用地については、原則売却・貸付などによる有効活用を実施し、老朽化対策の財源として公共施設等再生整備基金に積み立てます。
- ・老朽化対策の財源確保策として、民間活力の活用を推進します。

機能統合により発生した未利用地は、原則売却や貸付を行い、更新財源の一部として財源化し、後年度の再生整備のために基金に積み立てます。その際、まちづくりの観点からも、地域が便利になり、エリアの価値を高める利用の仕方を十分に検討し、できるだけ民間活力の導入に取り組み、有効活用していきます。

また、受益者負担の観点からの使用料の見直しや、人口減少、少子化などにより発生する余裕スペースの有効活用による財源確保を図ります。

第2章 計画の基本的な考え方

2.5 対象施設

本計画の対象施設は、令和 8(2026)年3月31日現在で、112施設、総床面積は、約36.5万㎡となっています。

このほか、小規模な公共建築物や現在使用されておらず今後除却が予定されている公共建築物があります。

図表2-2 対象施設一覧(令和 8(2026)年3月31日現在)

施設分類		施設名	所管課	施設配置		延床面積(㎡)
大分類	小分類			駅勢圏	コミュニティ	
市庁舎・消防施設	市庁舎	市役所庁舎	契約検査課	京成津田沼駅勢圏	鷺沼・鷺沼台	18,773.60
	消防施設	消防本部・中央消防署	消防本部	京成津田沼駅勢圏	鷺沼・鷺沼台	3,628.17
		中央消防署谷津奏の杜出張所	消防本部	谷津・JR津田沼駅勢圏	向山	668.09
		中央消防署秋津出張所	消防本部	新習志野駅勢圏	秋津・茜浜	2,714.00
		東消防署	消防本部	実籾駅勢圏	東習志野	985.20
		東消防署藤崎出張所	消防本部	京成津田沼駅勢圏	藤崎	1,605.00
		消防団第1分団詰所	消防本部	谷津・JR津田沼駅勢圏	向山	81.00
		消防団第2分団詰所	消防本部	京成津田沼駅勢圏	津田沼	103.69
		消防団第3分団詰所	消防本部	京成津田沼駅勢圏	鷺沼・鷺沼台	64.00
		消防団第4分団詰所	消防本部	京成津田沼駅勢圏	藤崎	587.00
		消防団第6分団詰所	消防本部	京成津田沼駅勢圏	津田沼	202.00
		消防団第7分団詰所	消防本部	実籾駅勢圏	実籾・新栄	215.00
		消防団第8分団詰所	消防本部	京成大久保駅勢圏	本大久保・花咲・屋敷	89.00
		津田沼小学校	教育総務課	京成津田沼駅勢圏	津田沼	8,976.89
		谷津小学校	教育総務課	谷津・JR津田沼駅勢圏	谷津・奏の杜	13,321.34
		実籾小学校	教育総務課	実籾駅勢圏	実籾・新栄	5,776.00
教育施設	小学校	袖ヶ浦西小学校	教育総務課	新習志野駅勢圏	袖ヶ浦西	7,344.00
		袖ヶ浦東小学校	教育総務課	新習志野駅勢圏	袖ヶ浦東	7,645.00
		東習志野小学校	教育総務課	実籾駅勢圏	東習志野	7,638.00
		屋敷小学校	教育総務課	京成大久保駅勢圏	本大久保・花咲・屋敷	6,851.00
		藤崎小学校	教育総務課	京成津田沼駅勢圏	藤崎	5,057.00
		実花小学校	教育総務課	実籾駅勢圏	実花	5,922.10
		向山小学校	教育総務課	谷津・JR津田沼駅勢圏	向山	5,062.00
		秋津小学校	教育総務課	谷津・JR津田沼駅勢圏	向山	7,946.00
		香澄小学校	教育総務課	新習志野駅勢圏	香澄・芝園	5,794.90
		谷津南小学校	教育総務課	谷津・JR津田沼駅勢圏	向山	6,501.00
		大久保小学校	教育総務課	京成津田沼駅勢圏	藤崎	14,698.65
		鷺沼小学校	教育総務課	京成津田沼駅勢圏	鷺沼・鷺沼台	5,909.00
		大久保東小学校	教育総務課	京成大久保駅勢圏	大久保・泉・本大久保	5,528.00
	中学校	第一中学校	教育総務課	谷津・JR津田沼駅勢圏	谷津・奏の杜	7,682.00
		第二中学校	教育総務課	実籾駅勢圏	実籾・新栄	10,644.14
		第三中学校	教育総務課	新習志野駅勢圏	袖ヶ浦東	9,146.00
		第四中学校	教育総務課	実籾駅勢圏	東習志野	9,108.00
		第五中学校	教育総務課	京成津田沼駅勢圏	藤崎	8,816.00
		第六中学校	教育総務課	京成大久保駅勢圏	本大久保・花咲・屋敷	8,626.00
		第七中学校	教育総務課	新習志野駅勢圏	香澄・芝園	8,888.00
	高等学校	習志野高等学校	教育総務課	実籾駅勢圏	東習志野	18,480.92
	その他教育施設	学校給食センター	保健体育安全課	新習志野駅勢圏	香澄・芝園	3,580.00
		総合教育センター	指導課	実籾駅勢圏	東習志野	4,041.42
		鹿野山少年自然の家	学務課	—	市外	2,318.00
		富士吉田青年の家	社会教育課	—	市外	1,903.00

第2章 計画の基本的な考え方

施設分類		施設名	所管課	施設配置		延床面積 (㎡)
大分類	小分類			駅勢圏	コミュニティ	
子育て支援施設	幼稚園	谷津幼稚園	こども政策課	谷津・JR津田沼駅勢圏	谷津・奏の杜	1,026.00
		津田沼幼稚園	こども政策課	京成津田沼駅勢圏	津田沼	1,121.00
		屋敷幼稚園	こども政策課	京成大久保駅勢圏	本大久保・花咲・屋敷	1,047.00
		藤崎幼稚園	こども政策課	京成津田沼駅勢圏	藤崎	701.00
		向山幼稚園	こども政策課	谷津・JR津田沼駅勢圏	向山	1,954.00
	保育所	藤崎保育所	こども政策課	京成津田沼駅勢圏	藤崎	1,243.00
		谷津保育所	こども政策課	谷津・JR津田沼駅勢圏	谷津・奏の杜	992.91
		本大久保第二保育所	こども政策課	京成大久保駅勢圏	本大久保・花咲・屋敷	599.00
		秋津保育所	こども政策課	新習志野駅勢圏	秋津・茜浜	1,270.00
		谷津南保育所	こども政策課	谷津・JR津田沼駅勢圏	谷津・奏の杜	1,276.00
		東習志野こども園	こども政策課	実硯駅勢圏	東習志野	2,950.72
	こども園	杉の子こども園	こども政策課	京成大久保駅勢圏	本大久保・花咲・屋敷	2,110.57
		袖ヶ浦こども園	こども政策課	新習志野駅勢圏	袖ヶ浦西	3,093.76
		新習志野こども園	こども政策課	新習志野駅勢圏	香澄・芝園	1,078.01
		大久保こども園	こども政策課	京成大久保駅勢圏	大久保・泉・本大久保	2,640.29
	こどもセンター	習志野市こどもセンター	子育て支援課	京成津田沼駅勢圏	鷺沼・鷺沼台	190.92
	児童会	藤崎第一・第二児童会	児童育成課	京成津田沼駅勢圏	藤崎	284.60
		谷津南児童会	児童育成課	谷津・JR津田沼駅勢圏	向山	94.00
		谷津南第二・第三児童会	児童育成課	谷津・JR津田沼駅勢圏	向山	341.19
		大久保東児童会	児童育成課	京成大久保駅勢圏	大久保・泉・本大久保	0.00
		大久保児童会	児童育成課	京成大久保駅勢圏	大久保・泉・本大久保	0.00
		大久保第二児童会	児童育成課	京成大久保駅勢圏	大久保・泉・本大久保	0.00
		鷺沼児童会	児童育成課	京成津田沼駅勢圏	鷺沼・鷺沼台	0.00
		鷺沼第二児童会	児童育成課	京成津田沼駅勢圏	鷺沼・鷺沼台	0.00
生涯学習施設	公民館・ホール	中央公民館	社会教育課	京成大久保駅勢圏	本大久保・花咲・屋敷	4,866.35
		実花公民館	社会教育課	実硯駅勢圏	実花	581.90
		袖ヶ浦公民館	社会教育課	新習志野駅勢圏	袖ヶ浦西	1,210.00
		谷津公民館	社会教育課	谷津・JR津田沼駅勢圏	谷津・奏の杜	1,023.00
		新習志野公民館	社会教育課	新習志野駅勢圏	香澄・芝園	1,135.00
		文化ホール	総合政策課	谷津・JR津田沼駅勢圏	谷津・奏の杜	6,927.00
		菊田公民館	社会教育課	京成津田沼駅勢圏	津田沼	1,496.00
		市民ホール	社会教育課	京成大久保駅勢圏	大久保・泉・本大久保	0.00
	自治振興施設	谷津コミュニティセンター	協働政策課	谷津・JR津田沼駅勢圏	谷津・奏の杜	888.00
		実硯コミュニティホール	協働政策課	実硯駅勢圏	実硯・新栄	734.00
		東習志野コミュニティセンター	協働政策課	実硯駅勢圏	東習志野	1,467.00
図書館	図書館	谷津図書館	社会教育課	谷津・JR津田沼駅勢圏	谷津・奏の杜	976.00
		中央図書館	社会教育課	京成大久保駅勢圏	本大久保・花咲・屋敷	0.00
		新習志野図書館	社会教育課	新習志野駅勢圏	香澄・芝園	696.00
		東習志野図書館	社会教育課	実硯駅勢圏	東習志野	429.00
福祉・保健施設	福祉・保健施設	総合福祉センター	あじさい療育支援センター	新習志野駅勢圏	秋津・茜浜	1,481.00
		総合福祉センター	高齢者支援課	新習志野駅勢圏	秋津・茜浜	3,080.04
		総合福祉センター	障がい福祉課	新習志野駅勢圏	秋津・茜浜	1,710.00
		東部保健福祉センター	高齢者支援課	京成大久保駅勢圏	本大久保・花咲・屋敷	2,982.87
		東部保健福祉センター	障がい福祉課	京成大久保駅勢圏	本大久保・花咲・屋敷	340.00
		養護老人ホーム白鷺園	高齢者支援課	京成津田沼駅勢圏	鷺沼・鷺沼台	2,275.82
		鷺沼霊堂	健康福祉政策課	京成津田沼駅勢圏	鷺沼・鷺沼台	989.00
		海浜霊園	健康福祉政策課	新習志野駅勢圏	秋津・茜浜	658.00
スポーツ施設	スポーツ施設	暁風館	生涯スポーツ課	新習志野駅勢圏	袖ヶ浦東	544.00
		袖ヶ浦体育館	生涯スポーツ課	新習志野駅勢圏	袖ヶ浦東	2,409.00
		東部体育館	生涯スポーツ課	実硯駅勢圏	東習志野	2,911.00
		中央公園体育館	社会教育課	京成大久保駅勢圏	本大久保・花咲・屋敷	2,471.65
		秋津サッカー場	生涯スポーツ課	新習志野駅勢圏	秋津・茜浜	3,256.00
		秋津野球場	生涯スポーツ課	新習志野駅勢圏	秋津・茜浜	3,510.00
		実硯テニスコート	生涯スポーツ課	実硯駅勢圏	実硯・新栄	171.00
		秋津テニスコート	生涯スポーツ課	新習志野駅勢圏	秋津・茜浜	218.00
		芝園テニスコート・フットサル場	生涯スポーツ課	新習志野駅勢圏	香澄・芝園	92.75

第2章 計画の基本的な考え方

施設分類		施設名	所管課	施設配置		延床面積 (㎡)
大分類	小分類			駅勢圏	コミュニティ	
公園	公園	谷津干潟自然観察センター	環境政策課	新習志野駅勢圏	秋津・茜浜	2,118.20
		習志野緑地管理棟	公園緑地課	谷津・JR津田沼駅勢圏	向山	255.00
		香澄公園管理棟	公園緑地課	新習志野駅勢圏	香澄・芝園	71.00
		谷津・バラ園管理棟	公園緑地課	谷津・JR津田沼駅勢圏	谷津・奏の杜	135.00
市営住宅	市営住宅	鷺沼団地	住宅課	京成津田沼駅勢圏	鷺沼・鷺沼台	1,298.00
		鷺沼台団地	住宅課	京成津田沼駅勢圏	鷺沼・鷺沼台	2,184.00
		泉団地	住宅課	京成大久保駅勢圏	大久保・泉・本大久保	6,335.00
		東習志野団地	住宅課	実羽駅勢圏	東習志野	4,568.00
		香澄団地	住宅課	新習志野駅勢圏	香澄・芝園	10,451.00
		屋敷団地	住宅課	京成大久保駅勢圏	本大久保・花咲・屋敷	3,966.98
駐輪場	駐輪場	JR新習志野駅前自転車等駐車場	防犯安全課	新習志野駅勢圏	秋津・茜浜	2,843.92
		京成津田沼駅南口駐車場	防犯安全課	京成津田沼駅勢圏	津田沼	1,847.70
		JR津田沼駅南口駐車場	防犯安全課	京成津田沼駅勢圏	津田沼	960.00
		京成実羽駅駐車場	防犯安全課	実羽駅勢圏	実羽・新栄	1,404.26
		JR津田沼駅北口駐車場	防犯安全課	京成津田沼駅勢圏	津田沼	1,809.00
その他	その他	習志野廃舎	資産管理課	谷津・JR津田沼駅勢圏	谷津・奏の杜	3,629.76
		旧国民宿舎しおさい	資産管理課	—	市外	2,042.88
		クリーンセンター業務課棟	グリーン推進課	新習志野駅勢圏	秋津・茜浜	898.48

第3章 機能別の事業計画

- 1 庁舎・消防施設
- 2 教育施設
- 3 子育て支援施設
- 4 生涯学習施設
- 5 保健福祉施設
- 6 スポーツ施設
- 7 公園施設
- 8 市営住宅
- 9 その他

章番号	概要
第1章 (過去と現在)	計画の立ち位置、「公共施設等の再生」に関する本市の取り組みの過程や現状に触れ、今後の課題及び解決策を整理する。
第2章 (目的、目標、基本方針)	第3次公共建築物再生計画に関する目的、目標及び基本方針を整理する。
第3章 (事業計画)	具体的な各施設の事業計画(ロードマップ)を示す。
第4章 (事業計画立案の考え方)	第3章で示した事業計画の根拠となる、改修の優先順位や方法に関する考え方を示す。
第5章 (実行性の確保策)	第3次公共建築物再生計画の実行性を確保するための方法や考え方を示す。

図表及び凡例 は調整中

第3章 機能別の事業計画

3.1 庁舎・消防施設

通し 番号	施設名・基本情報				各施設の対策内容の概要																
					計画 期間	第3期								第4期							
						R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
						2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1	市庁舎 (本庁舎・土木詰所)				概要											○	●				
	構造	階数	延床面積		事業費	4,243百万円															
	S	6+B1	18,774	m ²	分類	ケース5-2	工事 時期	第4期：R19～20				工事 種別	大規模改修				あり方 検討	第5期以降：R69～R77			
	築年		築後経過年数		老朽化 対策の 方針	建築後20年を経過する令和20年度に大規模改修を実施する。															
	2017	H29	9																		

素案における注意点：

上図は参考のために例として作成したものであり、今後レイアウト等については変更することがあります。

図表は調整中

3.2 教育施設

図表は調整中

図表は調整中

図表は調整中

図表は調整中

図表は調整中

3.3 子育て支援施設

図表は調整中

図表は調整中

図表は調整中

図表は調整中

3.4 生涯学習施設

図表は調整中

図表は調整中

3.5 保健福祉施設

図表は調整中

図表は調整中

3.6 スポーツ施設

図表は調整中

図表は調整中

3.7 公園施設

図表は調整中

3.8 市営住宅

図表は調整中

3.9 その他

図表は調整中

図表は調整中

